

令和3年2月18日(木)
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、佐野藤建設株式会社（所在地 静岡県富士宮市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コジ

太田 孝二（内線2511）

○総務部契約課課長補佐

木村 ヒロ

中山 洋子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
佐野藤建設株式会社	静岡県富士宮市上条1540-1

2. 指名停止措置期間

令和3年2月18日から令和3年5月17日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役は、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署が発注し、当該業者が落札した林道改良工事に関し、工事の発注や監督を担当していた林野庁職員（総括森林整備官）に、事業費の増額の示唆を受け、その謝礼とし平成30年12月ごろ現金数百万円を渡したとして、令和3年1月9日、贈賄容疑で静岡県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が、贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第3号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内